

住所変更手続きのご案内

土地区画整理事業の完了に伴う町名地番の変更により、該当地区にお住まいの方の住所や本籍等が換地処分公告の日の翌日に変更となります。

これにより、みなさまご自身で手続きをしていただくものがありますので、お手順をお掛けいたしますが、各種必要な住所変更手続きをお願いいたします。

1. 住所変更の証明書について

手続きの際に「住所が変更になったことの証明」が必要な場合には、次のとおり市が無料で証明書を交付いたしますので、担当課で手続きをお願いいたします。

住所変更等の証明書

①住民票（個人の方）

交付対象者

換地処分の公告日に住所変更対象地区に住所または本籍がある個人の方

内 容

個人の「従前の住所」および「現在の住所」を証明するものです。

※住民票に記載される住所は、「変更前の住所」および「変更後の住所」です。

②所在地番変更証明書（主に法人の方）

交付対象者

換地処分の公告日に住所変更対象地区に所在地の商業登記等をされている方等

内 容

「従前の土地の地番」と「現在の土地の地番」のつながりを証明するものです。

法人等の「従前の所在地」と「現在の所在地」を証明できます。

※個人の方でも請求可能です。

①住民票（個人の方）

窓 □	<p>【市役所の窓口】 須賀川市役所 市民課 TEL88-9134 または各市民サービスセンター</p> <p>【マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア】 (サービス開始順) セブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、 ファミリーマート、ミニストップ ※マルチコピー機での交付は、無料となりませんのでご注意ください。 ※「証明書コンビニ交付サービス」を利用するには、多目的サービスを利用している住民基本台帳カードが必要です。</p>
手 数 料	<p>住所変更通知を持参し、市役所の窓口で請求をした場合に限り、住所変更日から1年間無料で交付いたします。 上記以外の方法で交付する場合は、1件300円となります。</p>
発行にあたっての 必 要 書 類	<p>●本人または同一世帯として住民票に記載されている人が請求する場合 ①住所変更通知 ②本人確認書類</p> <p>●本人から委任された人が請求する場合 ①住所変更通知 ②任意代理人の本人確認書類 ③委任状</p> <p>※住所変更通知とは・・・ 住所が変更になったことをお知らせする通知（市民課から送付）</p>
備 考	<p>●本人確認書類について</p> <p>【1枚の提示で足りるもの】（官公署発行の顔写真付きの証明書） 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真あり）、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書など</p> <p>【2枚以上の提示が必要なもの】 健康保険証、医療証（診察券）、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード（写真なし）、本人名義の預金通帳、資格証明書、学生証、社員証…など</p>

見本

住民票

福島県須賀川市

氏名	スカガワ タロウ 須賀川 太郎								
生年月日		性別	男	住民となつた年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	個人番号		住民票コード	
世帯主						続柄			
住所									
本籍						筆頭者			
前住所									
転出元									
備考									

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県須賀川市長

印

②所在地番変更証明書

窓	<input type="checkbox"/>	須賀川市役所 都市整備課 ※地番変更日（換地処分の公告の日の翌日）から1年を経過した後は、税務課で交付することとなりますのでご注意ください。 （税務課で交付する場合は、法人の変更前後の住所を証明するものではなく、あくまでも土地の地番変更を証明するものです。）
手 数 料		地番変更日から1年間は無料で交付します。 それ以降、税務課で交付する場合は1件300円となります。
発行にあたっての 必 要 書 類		●代理人が請求される場合 ①法定代理人の本人確認書類 ②法人から代理人への委任状 ③代理人の印章

見本

(法人) 所在地番変更証明書

- 1 法 人 名 _____
- 2 所 在 地
 (1) 変 更 前 須賀川市西川字山寺〇〇
 (2) 変 更 後 須賀川市山寺町××
- 3 告示年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 告示番号 福島県告示第〇〇号
- 5 所在変更年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 6 原 因 県中都市計画事業山寺土地区画整理事業
による換地処分

地方自治法第260条及び同法施行令第179条の規定に基づき、上記のとおり所在地番の変更があったことを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

須賀川市長

印

2. 主な住所変更の手続きについて

- ・各手続きは、住所変更日（換地処分の公告の日の翌日）以降に行ってください。
- ・下記以外に、各個人がお持ちの資格や免許、法令等により住所変更手続きが必要な場合は、所定の手続きをお願いいたします。

■市役所に関すること

・住民票、戸籍簿、戸籍附票、印鑑登録、各種税目、上下水道関係等の住所・本籍については、市が職権で変更します。

また、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の各被保険者証および重度心身障がい者医療費・ひとり親家庭医療費の各受給者証など、既に交付されているものは更新時に変更されますが、すぐに変更が必要な場合は個別に担当課で住所変更手続きをしてください。

それ以外の以下の手続きにつきましては、該当される方の申請により変更となるため、お手数をお掛けいたしますが住所変更手続きをお願いいたします。

事 項	該当者	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限	備 考
住民基本台帳カード（写真付） ※顔写真なしの場合、手続の必要なし	交付を受けている方	須賀川市役所 市民課 （窓口係） Tel0248-88-9134	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード ・暗証番号 ※同世帯以外の代理人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状、委任者の本人確認書類、代理人の本人確認書類 	変更後、速やかに手続きしてください。	
通知カード			<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・本人確認資料（運転免許証・パスポート等） ※同世帯以外の代理人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状、委任者の本人確認書類、代理人の本人確認書類 		
マイナンバーカード			<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・暗証番号 ※同じ世帯の方であれば委任状は必要ありません。 ※同世帯以外の代理人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状、委任者の本人確認書類、代理人の本人確認書類 		

事 項	該当者	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限	備 考
身体障害者手帳 療育手帳 特別児童扶養手当の証書 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証	交付を受けている方	須賀川市役所 社会福祉課 (障がい福祉係) TEL0248-88-8112	・各手帳、証書、 受給者証 ・印章 ・マイナンバー通知カード	変更後、すみやかに手続きしてください。	
市営墓地使用許可証の住所・本籍の変更	市営墓地 ・墓地公園 ・木之崎霊園 ・大山墓地 を利用されている方	須賀川市役所 環境課 (環境衛生係) TEL0248-88-9129	・墓地使用許可書 ・使用者の住民票		
法人の異動 (変更)届出	本店、または支店の所在地が変更となった法人	・ 県中地方振興局 県税部課税第一課事業税チーム TEL024-935-1251 ・ 須賀川市役所 税務課 (市民税係) TEL0248-88-9124	・ 法人の異動 (変更)届出書 ・ 所在地変更後の 登記簿謄本 (コピー可)		届出の前に商業・法人登記の変更を行ってください。 ※次ページ参照
特別徴収義務者の所在地変更	特別徴収義務者(事業主)	須賀川市役所 税務課 (市民税係) TEL0248-88-9124	・ 特別徴収義務者の 所在地変更届出書		
農業者年金受給者及び加入者の住所変更	農業者年金を受けている方 及び加入者	・ 須賀川市役所 農業委員会事務局 TEL0248-88-9165 ・ 夢みなみ農協 各支店	・ 農業者年金住所 変更・訂正届出書 ・ 住民票		

■土地・建物登記簿に関すること

- ・換地処分の公告後、区画整理登記が終了するまでは登記事務が停止となります。（平成30年3月頃までの予定）
- ・不動産登記の変更手続きは登記事務停止解除後をお願いいたします。

事 項	該当者	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限	備 考
土地・建物所有者の表示（住所）変更登記	土地・建物登記記録における所有権の登記名義人	福島地方法務局 郡山支局 Tel024-962-4505	○変更登記申請書 ・印章 ・変更証明書 （住民票等） (代理申請の場合) 上記に加え ・委任状 ・代理人の認印	必要に応じて 手続きしてください。	変 更 証 明 書 （住民票等） の提出により、登録免許 税法で定める登録免許税が 非課税となります。 なお、司法 書士に依頼した場合は、別 途費用が発生 します。
抵当権者などの表示（住所）変更登記	土地・建物登記記録における抵当権などの登記名義人		○変更登記申請書 ・印章 ・変更証明書 （住民票等） (代理申請の場合) 上記に加え ・委任状 ・代理人の認印		

■商業・法人登記に関すること

- ・事業所在地変更については、地番変更日（換地処分の公告の日の翌日）から、新しい地番への住所変更登記ができます。

事 項	該当者	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限	備 考
会社等の本店・支店及び代表者の住所変更	区画整理の換地処分を原因として所在地番に変更が生じた法人または代表者	福島地方法務局 本局 (法人登記部門) Tel024-534-1904	○登記申請書 ・変更証明書(所在地番変更証明書) ・届出印 (代理申請の場合) 上記に加え ・委任状 ・代理人の認印	(本店所在地) 変更後2週間 以内 (支店所在地) 変更後3週間 以内	変 更 証 明 書 （所在地番変更証明書）の 提出により、 登録免許税法 で定める登録 免許税が非課 税となりま す。

■自動車免許などに関すること

事 項	該当者	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限
自動車運転免許証 の住所変更	免許証を お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・須賀川警察署 Tel0248-75-2121 ・郡山運転免許センター Tel024-961-2100 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・変更証明書 (住民票) 	変更後、すみやかに手続きしてください。
自動車車検証 (251cc以上バイク含む)	車検証を お持ちの方	東北運輸局 福島運輸支局 Tel (ヘルプデスク) 050-5540-2015	変更後、15日以内に手続きをしてください。 ※必要書類等については、所有者によって異なる場合がありますので、左記へお問い合わせのうえご確認ください。	
軽自動車車検証	車検証を お持ちの方	軽自動車検査協会 福島事務所 Tel (コールセンター) 050-3816-1837		

■年金に関すること

事 項	該当者	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限
国民年金・厚生年金 受給者の住所変更	各種年金を 受けている 方	日本年金機構 郡山年金事務所 Tel024-932-3434	<ul style="list-style-type: none"> ・既に年金を受給されている方、または、国民年金加入者は、原則手続き不要です。 ※ただし、住民基本台帳による住所更新停止（日本年金機構に住民票コードの収録がない方）の申し出をしている方は、変更手続きが必要となりますので、詳しくは左記にお問い合わせください。	
共済年金・企業年金等 受給者の住所変更	各種年金を 受けている 方	関係機関へご確認いただき必要な手続きをお願いします。		

■暮らしに関すること

事 項	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限
保育所、幼稚園、こども園、各学校	各保育所 各幼稚園 各こども園 各学校	市立の保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校については、住所変更の手続きは不要です。 その他私立等の施設については、各自お問い合わせください。	
勤務先	各勤務先	厚生年金や健康保険証などの住所変更手続きがありますので、各自お問い合わせください。	
郵便配達	須賀川郵便局 Tel0248-75-2500	手続き不要です。 ※「住所番号等変更のはがき」（切手不要）を1世帯（1法人）につき50枚配布する予定です。 なお、上記以上に必要な方は、須賀川郵便局までご相談ください。	
預金通帳・定期預金証書	各金融機関	機関によって対応が異なりますので、関係機関にお問い合わせをお願いします。	
クレジットカード	各金融機関 クレジット会社		
生命・自賠責・損害・火災・地震保険などの契約証書	各保険会社		
各種有価証券の住所変更	各規約等に定めるところによります。		
パスポート	県外への転籍や氏名変更がない限り、変更手続きの必要はありません。旅券の「所持人記入欄」に新住所を記入してください。		

■公共料金に関すること

事 項	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限
電力会社	それぞれの事業者によって内容が異なりますので、該当する事業者にお問い合わせください。		
ガス・プロパンガス			
一般電話・携帯電話			
プロバイダ契約 (インターネット)			

■営業許可に関すること

事 項	該当者	申請・届出先	必要書類等	手続きの期限
理容所開設に係る 開設者住所及び理 容所所在地の変更 手続き	理容所開設者	県中保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム Tel0248-75-7820	・理容所届出事項 変更届 ・変更証明書 (住民票等の提示)	変更後、すみやかに 手続きしてください。
美容所開設に係る 開設者住所及び美 容所所在地の変更 手続き	美容所開設者		・美容所届出事項 変更届 ・変更証明書 (住民票等の提示)	
クリーニング所開 設もしくは無店舗 取次店営業に係る 営業者住所及びク リーニング所所在 地の変更手続き	クリーニング所等 開設者		・クリーニング所開設 (無店舗取次営業) 届出事項変更届 ・変更証明書 (住民票等の提示)	
食品営業許可に係 る営業者住所及び 営業所所在地の変 更手続き	食品営業許可関係 営業者	県中保健福祉事務所 衛生推進課 食品衛生チーム Tel0248-75-7821	・営業許可事項 変更届 ・変更証明書 (所在地番変更証明 書の提示)	
病院等医療施設関 係の所在地の変更 手続	病院等開設者	県中保健福祉事務所 医療薬事課 医事薬事チーム Tel0248-75-7817	・開設許可(届出) 事項の変更届 ・変更証明書 (所在地番変更証明 書の添付)	
薬局、医薬品販売 業、医療機器販売 業に係る許可事項 の変更手続き	薬局等開設者		・変更届 ・許可証書書き換 え交付申請書 ・変更証明書 (所在地番変更証明 書の提示)	変更届は30日以 内に手続きしてく ださい。 許可証書き換えは 別途相談してくだ さい。

※ その他、酒類販売業、自動車整備業、たばこ販売業等それぞれの業種に応じて、必要な住所変更
手続きをご確認の上対応くださいますようお願いいたします。

3. その他

住所変更後の郵便番号について

○換地処分に伴う字界変更により、住所の町名が変更となった場合には、郵便番号も変更となりますので、ご注意ください。

■山寺土地区画整理事業の換地処分により変更となる郵便番号

町名	郵便番号	備考
北山寺町（きたやまでらまち）	962-0061	新番号
山寺町（やまでらまち）	962-0062	新番号
西山寺町（にしやまでらまち）	962-0063	新番号